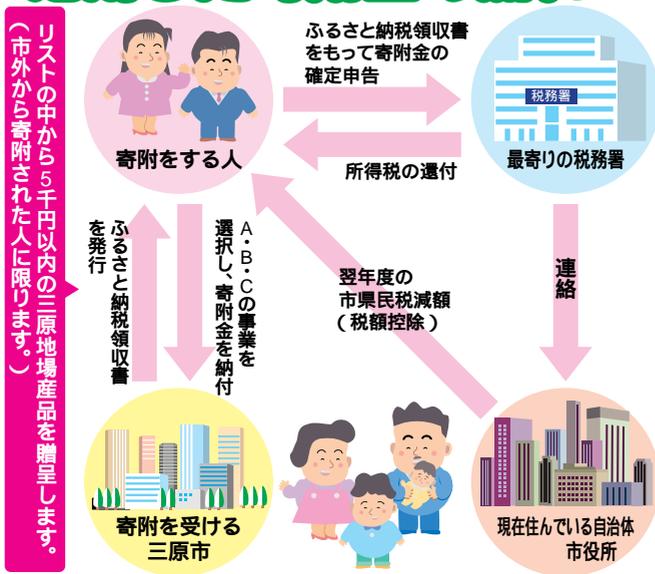


三原市応援の依頼はがきを活用して ふるさと納税のPRに協力してください!

ふるさと納税制度を 活用した寄附金の流れ



ふるさと納税制度とは

自分の出身地や自分が応援したいと思うまちを自由に選び、納税(寄附)できる制度です。

また、納税(寄附)を行なった場合には、寄附金額から5千円を超える部分について、一定の上限内で所得税と市県民税(個人住民税)の還付・控除が行われます。(確定申告が必要です。)

市ではこの制度を活用し、現在市外に住む、市にゆかりのあるたくさんの人からの応援をいただき、三原市の夢ある未来づくりに積極的に取り組んでいきます。

夢ある未来づくり

寄附されたお金は三原市の夢ある未来をつくるため、次の事業に活用します。

寄附の際には、この中から用途を選択していただけます。

- A 子どもの健やかな成長を応援する事業
- B ふるさとの自然環境を守る事業
- C 三原市の夢ある発展のための事業(おまかせ事業)

寄附された市外の人には、市の情報を継続的に発信するとともに、地場産品を贈呈するなど市のPRを行い、みはらの応援団として絆を深めていきます。

ふるさと納税に向けて、皆さんの協力をお願いします

市ではさまざまな方法で、三原市へのふるさと納税をPRしていきますが、応援の輪をより大きく広げるため、市民の皆さんの協力をお願いします。

1 ふるさと納税に協力していただける親戚・知人を紹介してください。

本人と紹介していただける人の名前・連絡先を、ファクス、Eメール、または郵送などでお知らせください。(持参される場合は、政策企画課、または各支所の地域振興課へ)

2 親戚・知人にふるさと納税による三原市応援の依頼はがきを送付してください。

左記はがきを切り取り、送付先の住所、名前、紹介者の名前などを記入し、郵送するか、直接渡してください。

※ふるさと納税依頼用はがきは政策企画課に用意しています。必要部数を送付しますので、連絡してください。

切り取り線
郵便はがき

50円切手を貼って投函してください

□□□□-□□□□□□

名前	住所
	〒

三原をいっしょに応援してください。

■ 紹介者からの通信

切り取り線

問い合わせ先 政策企画課

(市役所本庁4階 ☎0848⑥76011 FAX0848⑥76199

✉ seisakukikaku@city.mihara.hiroshima.jp)

